

身体障害者障害程度等級表

身体障害者障害程度等級表

		1級〔重度身体障害者〕	2級〔重度身体障害者〕	3級											
視 覚 障 害		両眼の視力（万国式視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、きょう正視力について測ったものをいう。以下同じ）の和が0.01以下のもの	1. 両眼の視力の和が0.02以上0.04以下のもの 2. 両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が95パーセント以上のもの	1. 両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの 2. 両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が90パーセント以上のもの											
の平聴 障 害 又 は 能は	聴 覚 障 害		両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの（両耳全ろう）	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの（耳介に接しなければ大声を理解し得ないもの）											
	平 衡 機 能 障 害			平衡機能の極めて著しい障害											
音 声 機 能、言 語 機 能 又 は そ し ゃ く 機 能 の 障 害				音声機能、言語機能又はそしやく機能の喪失											
肢 体 不 自 由	上 肢	1. 両上肢の機能を全廃したもの 2. 両上肢を手関節以上で欠くもの	1. 両上肢の機能の著しい障害 2. 両上肢のすべての指を欠くもの 3. 1上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの 4. 1上肢の機能を全廃したもの	1. 両上肢のおや指及びびとさし指を欠くもの 2. 両上肢のおや指及びびとさし指の機能を全廃したもの 3. 1上肢の機能の著しい障害 4. 1上肢のすべての指を欠くもの 5. 1上肢のすべての指の機能を全廃したもの											
	下 肢	1. 両下肢の機能を全廃したもの 2. 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	1. 両下肢の機能の著しい障害 2. 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	1. 両下肢をショパー関節以上で欠くもの 2. 1下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 3. 1下肢の機能を全廃したもの											
	体 幹	体幹の機能障害により坐っていることができないもの	1. 体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なもの 2. 体幹の機能障害により立ち上ることが困難なもの	体幹の機能障害により歩行が困難なもの											
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">上肢機能</td> <td>不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">移動機能</td> <td>不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの</td> </tr> </table>	上肢機能	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	移動機能	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">上肢機能</td> <td>不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">移動機能</td> <td>不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの</td> </tr> </table>	上肢機能	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの	移動機能	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">上肢機能</td> <td>不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">移動機能</td> <td>不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの</td> </tr> </table>	上肢機能	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの	移動機能
上肢機能	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの														
移動機能	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの														
上肢機能	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの														
移動機能	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの														
上肢機能	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの														
移動機能	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの														
く直心は腸臓肝、臓小じの腸ん機、臓能ヒ若し障免くは不全吸器ウイ又はぼうによる免若疫しは	心 臓 機 能 障 害	心臓の機能の障害により自己の周辺の日常生活活動が極度に制限されるもの		心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの											
	じ ん 臓 機 能 障 害	じん臓の機能の障害により自己の周辺の日常生活活動が極度に制限されるもの		じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの											
	呼 吸 器 機 能 障 害	呼吸器の機能の障害により自己の周辺の日常生活活動が極度に制限されるもの		呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの											
	ぼうこう又は直腸の機能障害	ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の周辺の日常生活活動が極度に制限されるもの		ぼうこう又は直腸の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの											
	小 腸 機 能 障 害	小腸の機能の機能の障害により自己の周辺の日常生活活動が極度に制限されるもの		小腸の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの											
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）											
	肝 臓 機 能 障 害	肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）											

※ 等級欄の〔 〕書きは、障害者の雇用の促進等に関する法律上の区分です。

		4 級〔身体障害者〕	5 級〔身体障害者〕	
視 覚 障 害		1 両眼の視力の和が0.09以上0.12以下のもの 2 両眼の視野がそれぞれ10度以内のもの	1 両眼の視力の和が0.13以上0.2以下のもの 2 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの	
の平聴 障 害 機 能 は	聴 覚 障 害	1 両耳の聴力レベルが80デシベル以上のもの（耳介に接しなければ話声を理解し得ないもの） 2 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50パーセント以下のもの		
	平衡機能障害		平衡機能の著しい障害	
音 声 機 能、 言 語 機 能 又 は そ し ゃ く 機 能 の 障 害		音声機能、言語機能又はそしゃく機能の著しい障害		
肢 体 不 自 由	上 肢	1 両上肢のおや指を欠くもの 2 両上肢のおや指の機能を全廃したもの 3 1上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか1関節の機能を全廃したもの 4 1上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 5 1上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 6 おや指又はひとさし指を含めて1上肢の3指を欠くもの 7 おや指又はひとさし指を含めて1上肢の3指の機能を全廃したもの 8 おや指又はひとさし指を含めて1上肢の4指の機能を全廃したもの	1 両上肢のおや指の機能の著しい障害 2 1上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか1関節の機能の著しい障害 3 1上肢のおや指を欠くもの 4 1上肢のおや指の機能を全廃したもの 5 1上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害 6 おや指又はひとさし指を含めて1上肢の3指の機能の著しい障害	
	下 肢	1 両下肢のすべての指を欠くもの 2 両下肢のすべての指の機能を全廃したもの 3 1下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの 4 1下肢の機能の著しい障害 5 1下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したものの 6 1下肢が健側に比して10センチメートル以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの	1 1下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 2 1下肢の足関節の機能を全廃したもの 3 1下肢が健側に比して5センチメートル以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの	
	体 幹		体幹の機能の著しい障害	
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの
		移動機能	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの
く直心は腸臓肝、臓小じの腸ん機能ヒ若のトシ障免く害疫は不吸全ウ器イルスにょう免若疫く若しは	心 臓 機 能 障 害	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの		
	じ ん 臓 機 能 障 害	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの		
	呼 吸 器 機 能 障 害	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの		
	ぼ う こ う 又 は 直 腸 の 機 能 障 害	ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの		
	小 腸 機 能 障 害	小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの		
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により社会での日常生活が著しく制限されるもの		
	肝 臓 機 能 障 害	肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの		

		6 級〔身体障害者〕	7 級 障害が2以上重複する場合、身体障害者、その他の場合、身体障害者には該当しない	
視 覚 障 害		1 眼の視力が0.02以下、他眼の視力が0.6以下のもので、両眼の視力の和が0.2を越えるもの		
の平聴 障害機能は	聴 覚 障 害	1 両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの。(40センチメートル以上の距離で発声された会話を理解し得ないもの) 2 1側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの		
	平衡機能障害			
音 声 機 能、 言 語 機 能 又 は そ し ゃ く 機 能 の 障 害				
肢 体 不 自 由	上 肢	1 1 上肢のおや指の機能の著しい障害 2 ひとさし指を含めて1上肢の2指を欠くもの 3 ひとさし指を含めて1上肢の2指の機能を全廃したもの	1 1 上肢の機能の軽度の障害 2 1 上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか1関節の機能の軽度の障害 3 1 上肢の手指の機能の軽度の障害 4 ひとさし指を含めて1上肢の2指の機能の著しい障害 5 1 上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの 6 1 上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの	
	下 肢	1 1 下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2 1 下肢の足関節の機能の著しい障害	1 両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2 1 下肢の機能の軽度の障害 3 1 下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか1関節の機能の軽度の障害 4 1 下肢のすべての指を欠くもの 5 1 下肢のすべての指の機能を全廃したもの 6 1 下肢が健側に比して3センチメートル以上又は健側の長さの20分の1以上短いもの	
	体 幹			
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	上肢に不随意運動・失調等を有するもの
		移動機能	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの
く直心は腸臓肝臓小じの腸ん機能に若し障害は不呼吸器又ははぼうによる若若しくは	心 臓 機 能 障 害			
	じ ん 臓 機 能 障 害			
	呼 吸 器 機 能 障 害			
	ぼ う こ う 又 は 直 腸 の 機 能 障 害			
	小 腸 機 能 障 害			
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害			
	肝 臓 機 能 障 害			

備 考	<p>1 同一の等級について2つの重複する障害がある場合は、1級上の級とする。ただし、2つの重複する障害が特に本表中に指定せられているものは、該当等級とする。</p> <p>2 肢体不自由者においては、7級に該当する障害が2以上重複する場合は、6級とする。</p> <p>3 異なる等級について2以上の重複する障害がある場合には、障害の程度を勘案して当該等級より上の級とすることができる。</p> <p>4 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨関節、その他の指については第1指骨関節以上を欠くものをいう。</p> <p>5 「指の機能障害」とは、中手指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとする。</p> <p>6 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長（上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの）をもって計測したものをいう。</p> <p>7 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。</p>
-----	--

(注) (1) 障害者の雇用の促進等に関する法律の対象となる身体障害者は、原則として6級までの身体障害者です。
(2) 重度障害者とは、障害程度等級表1級又は2級に該当する障害を有する者及び3級に該当する障害を2以上重複して有することによって2級に相当する障害を有するとされる者をいいます。

